

## 参 考 見 積 募 集 要 領

次のとおり参考見積を募集します。

令和 7 年 9 月 2 5 日

独立行政法人水資源機構

吉野川下流総合管理所長 谷本 修

### 1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、吉野川下流総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 歩掛参考見積提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から業務請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 歩掛参考見積の提出等

#### (1) 歩掛参考見積書

歩掛参考見積書の様式は、別紙参考様式を参考に記載してください。  
作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出してください。  
なお、歩掛参考見積書の様式は問いません。

#### (2) 提出期間 令和 7 年 9 月 2 5 日 から 令和 7 年 1 0 月 1 4 日 まで

#### (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所長 谷本 修 宛

【担当】工務課 奥井

住 所：〒771-1347 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本 250-22

電 話：088-624-7733 F A X：088-624-7743

メール：nyukei\_yoshikaryuu@water.go.jp

#### (4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX 又は電子メール(いずれの方法も社印があること)により提出するものとします。

ただし、社印は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能とします。

なお、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日 9 時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

### 4. 見積内容

#### (1) 基本条件、作業項目及び作業内容

別添「見積仕様書」のとおりとします。

#### (2) 業務費の構成と歩掛見積範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、水資源機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積の募集範囲は、基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)に

示す「作業項目及び作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を募集します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している最新の「設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年6月30日までとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期限：令和7年10月2日

(2) 提出場所：3. (3)に同じ。

(3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和7年10月8日 から 令和7年10月14日 まで

(2) 閲覧方法：水資源機構吉野川下流総合管理所ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

恐れ入りますが、参考見積提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

ご提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以上

# 河口堰魚道アユ遡上測定業務（仮称）

## 見 積 仕 様 書

令和 7 年 9 月

独立行政法人 水資源機構  
吉野川下流総合管理所

## 第1章 総 則

### 第1節 適用

本業務は共通仕様書第1編第1章第1節第1項に示す「環境調査業務」とする。

### 第2節 業務内容

#### 2-1 業務場所

徳島県板野郡北島町鯛浜地先外  
(今切川河口堰左岸魚道、旧吉野川河口堰左岸魚道)

#### 2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 作業計画               | 1 式 |
| 魚道ゲート清掃            | 1 式 |
| 計数観測・遡上撮影及び水温・濁度測定 | 1 式 |
| とりまとめ整理            | 1 式 |
| 報告書作成（電子成果品）       | 1 式 |

## 第2章 業務内容

### 第1節 業務目的

本業務は、旧吉野川河口堰及び今切川河口堰における階段式魚道からのアユ遡上数の経年的変化を把握するものである。

### 第2節 作業計画

受注者は、貸与資料に基づき、測定方法、使用機器、要員、日程等について、適切な作業計画の立案を行うものとする。

本業務の貸与資料

- ・河口堰魚道アユ遡上測定業務報告書（令和7年6月）
- ・その他、監督員が必要と認めた資料

### 第3節 魚道ゲート清掃【直接経費】

※魚道ゲート清掃に必要な資機材は、受注者が用意するものとします。

#### 3-1 清掃箇所

清掃箇所は、次のとおりとする。

- (1) 旧吉野川河口堰左岸魚道ゲート（1回）
- (2) 今切川河口堰左岸魚道ゲート（1回）

清掃にかかる時間は、過去の業務実績より(1)、(2)合わせて0.5日と想定しています。

#### 3-2 魚道ゲート清掃作業

魚道ゲート清掃作業は、アユ遡上計数観測の開始に先だって、魚道ゲート表面の付着藻類等の汚れをデッキブラシなどで掻き落とす清掃を行うことである。また、清掃の実施に当たっては、以下に示す注意事項を遵守して安全に作業を行わなければならない。

なお、アユ遡上計数観測の開始後において、ゲート面の汚れが発生し計数観測に影響が生じる場合は監督員と協議するものとし、この場合は設計変更の対象とする。

(注意事項)

- ① 清掃は魚道ゲート全閉（起立状態）時、かつ堰上流水位が T.P. +0.2m 以下の時で



- しか行なえ無いため、実施日、時間帯を監督員と調整しなければならない。
- ② 清掃開始時は魚道ゲートが動作しないよう機器の対応が必要なため、監督員に実施日、時間帯を事前に連絡しなければならない。
  - ③ 清掃作業を実施する者は、救命胴衣、墜落防止用器具等を着用して行うものとし、作業の安全確保のため単独作業を行ってはならないものとする。
  - ④ 清掃は、既設されている堰柱からゲート直上流のコンクリート版への梯子を使用し、T.P. +0.2m 以下で出現するゲート直上流のコンクリート版を足場にして行うものとする。
  - ⑤ 清掃作業において、ゲート塗装面が損傷しないように慎重に行うものとし、受注者の責任において損傷した場合は受注者において復旧を行うものとする。

#### 第4節 計数観測・遡上撮影及び水温・濁度測定

##### 4-1 計数観測及び遡上撮影場所

計数観測及び遡上撮影の場所は次のとおりとする。

- (1) 旧吉野川河口堰左岸魚道（位置図－1 参照）
- (2) 今切川河口堰左岸魚道（位置図－2 参照）

##### 4-2 計数観測日

- 1. 計数観測日は、次のとおり。

令和8年3月…… 16日, 21日, 26日, 31日

令和8年4月…… 5日, 10日, 15日, 20日, 25日, 30日

令和8年5月…… 5日, 10日

（計12回）

##### 4-3 計数観測方法

- 1. アユ遡上状況の計数観測とは、管理橋上の位置図に示した位置から魚道ゲートを通過遡上するアユを目視にて計数観測を行うものである。
- 2. 計数観測は、原則として6時から17時の間、正時から10分間計数し、その後10分間休み、再び10分間計数し、その後10分間休むパターンを繰り返して観測を行うものとするが、アユの遡上状況等により監督員と協議して時間帯及び観測方法について変更できるものとする。
- 3. 計数観測に欠測が生じないように遡上撮影結果から計数観測の欠測補填が可能な体制を講じなければならない。
- 4. アユ計数中にアユ以外の水生生物の遡上・降下を確認した場合は、アユ計数に影響のない範囲で目視（種の同定や計数に厳密性は求めない）により生物種、数量を記録するものとする。
- 5. 計測観測場所は管理橋上で、一般車両等の通行があることから、安全ベスト着用やセイフティーコーン配置等を行い、通行中の車両等から計測観測者が認識できるよう未然に交通事故を防止する対策を行うものとする。
- 6. 計数観測及び遡上撮影については、観測中に魚道が全閉した場合も観測を継続するものとする。ただし、監督員が観測の中断を指示した場合はこの限りではない。

##### 4-4 遡上撮影

※ビデオカメラ等の機材費は、諸経費に含むものとします。

計数観測時において、旧吉野川河口堰、今切川河口堰において遡上状況をビデオカメ

ラ（動画）で撮影するものとする。

撮影日 1 日あたりの撮影時間はそれぞれ 1 時間程度を成果品として納品するものとするが、その日の遡上数が反映できるような代表的な時間帯とする。

なお、納品する代表的な時間帯が、各計数観測日において、特定の時間帯に偏らないようにしなければならない。

#### 4－5 遡上撮影方法

1. アユ遡上状況は位置図に示した位置から撮影するものとする。
2. 納品する記録媒体等については事前に監督員と協議するものとする。また、撮影に用いるビデオカメラ等は、機械の不調、操作ミス等で撮影のタイミングを逃すことのないよう整備された撮影機材を用いるものとする。
3. 代表的な遡上状況や特徴的な遡上が撮影できた場合は、写真データ（ビデオカメラ撮影データ（動画）から静止画へ編集したもの）として整理するものとする。
4. 撮影した映像については後日、計数観測の再確認等のため、撮影データが保存できる機種を使用するものとする。
5. 撮影にあたっては、光の反射等により撮影に支障をきたす場合には、偏光フィルターを使用する等の対策を行うものとする。
6. 観測開始（6 時 00 分～6 時 10 分）と観測終了前（16 時 40 分～16 時 50 分）のそれぞれ 10 分間（計 20 分）のアユの観測尾数は遡上数の補正に係るデータとなるので必ず撮影するものとする。

#### 4－6 水温・濁度測定

※使用する計器の損料は、本見積の対象外とします。

1. 測定場所は、計数観測測定場所の階段式魚道の上下流とする。
2. 測定日は、計数観測測定日と同じとする。
3. 水温及び濁度は、定時 8 時、12 時、16 時の測定前の休み時間帯に、温度計及びポータブル式濁度計（濁度測定範囲 0～400ppm）により測定するものとする。
4. 濁度計は、測定日毎に調整されたものを使用するものとする。

#### 第 5 節 とりまとめ整理

1. 計数観測をもとに、アユ遡上のとりまとめ整理して、各測定日後、速やかにアユ遡上数の速報値等をメールで監督員に送信しなければならない。
2. 公開用の経年変化図及び代表的な遡上状況がわかる写真（電子化）を作成するものとする。
3. アユ遡上量と水温、濁度との関係、季節変動遡上数、アユ遡上時間帯の傾向を把握するための図表等を作成し、経年変化の傾向を報告するものとする。
4. とりまとめにあたり、疑義等が生じた場合は監督員と協議するものとする。

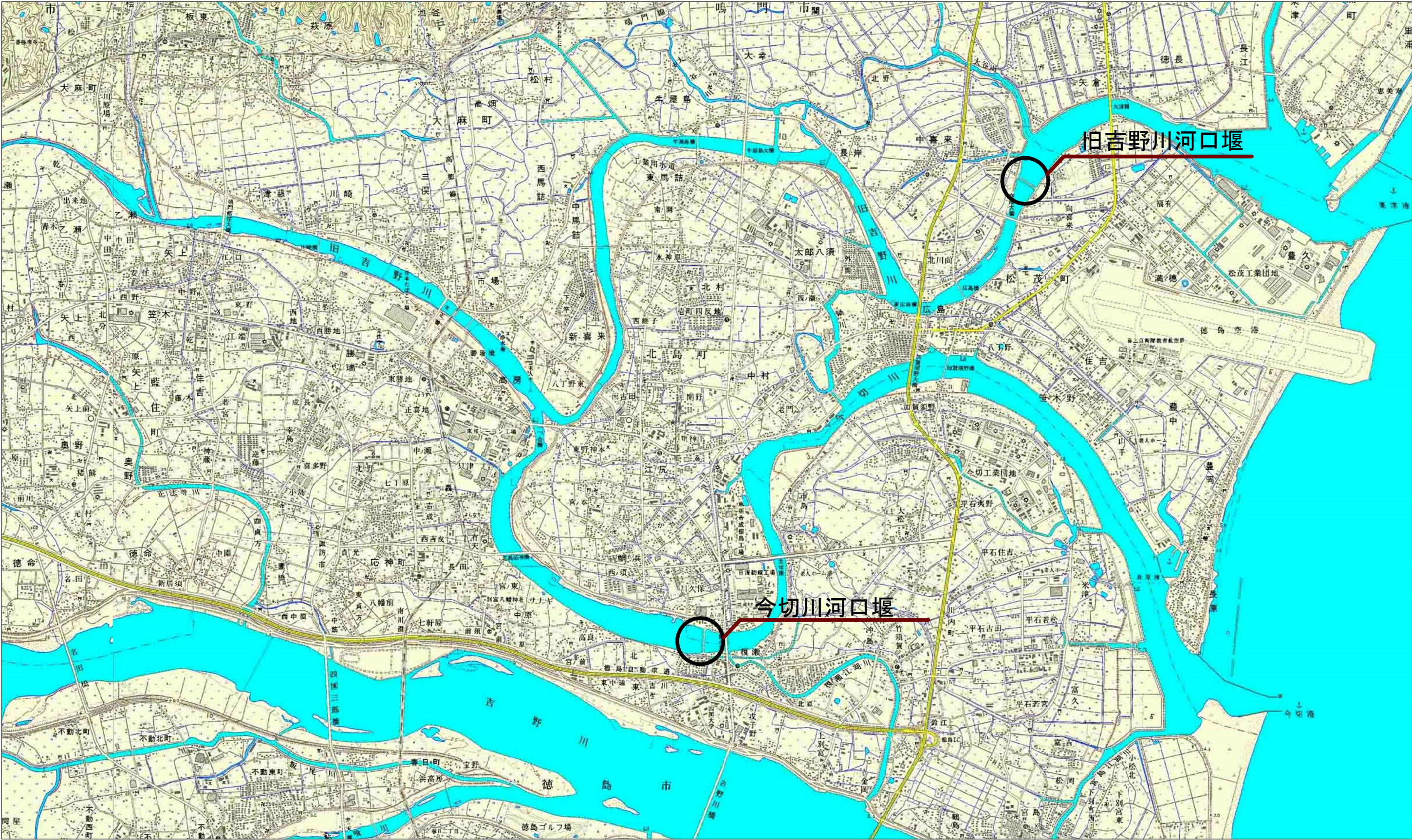
#### 第 6 節 報告書作成（電子成果品）【見積依頼の対象外】

1. その他の資料として下記のとおり提出するものとする。
  - (1) 観測野帳 1 式
  - (2) 遡上撮影時の映像 1 式
2. 報告書を含む成果品は全て機構の所有とし、受注者は機構の承認を得ず、他に公表または貸与等を行ってはならない。

以 上



位置図



業務名 河口堰魚道アユ遡上測定業務（仮称）

名 称 位置図

登録番号 整理番号

独立行政法人水資源機構吉野川下流総合管理所



# 位置図-1



旧吉野川河口堰 左岸魚道

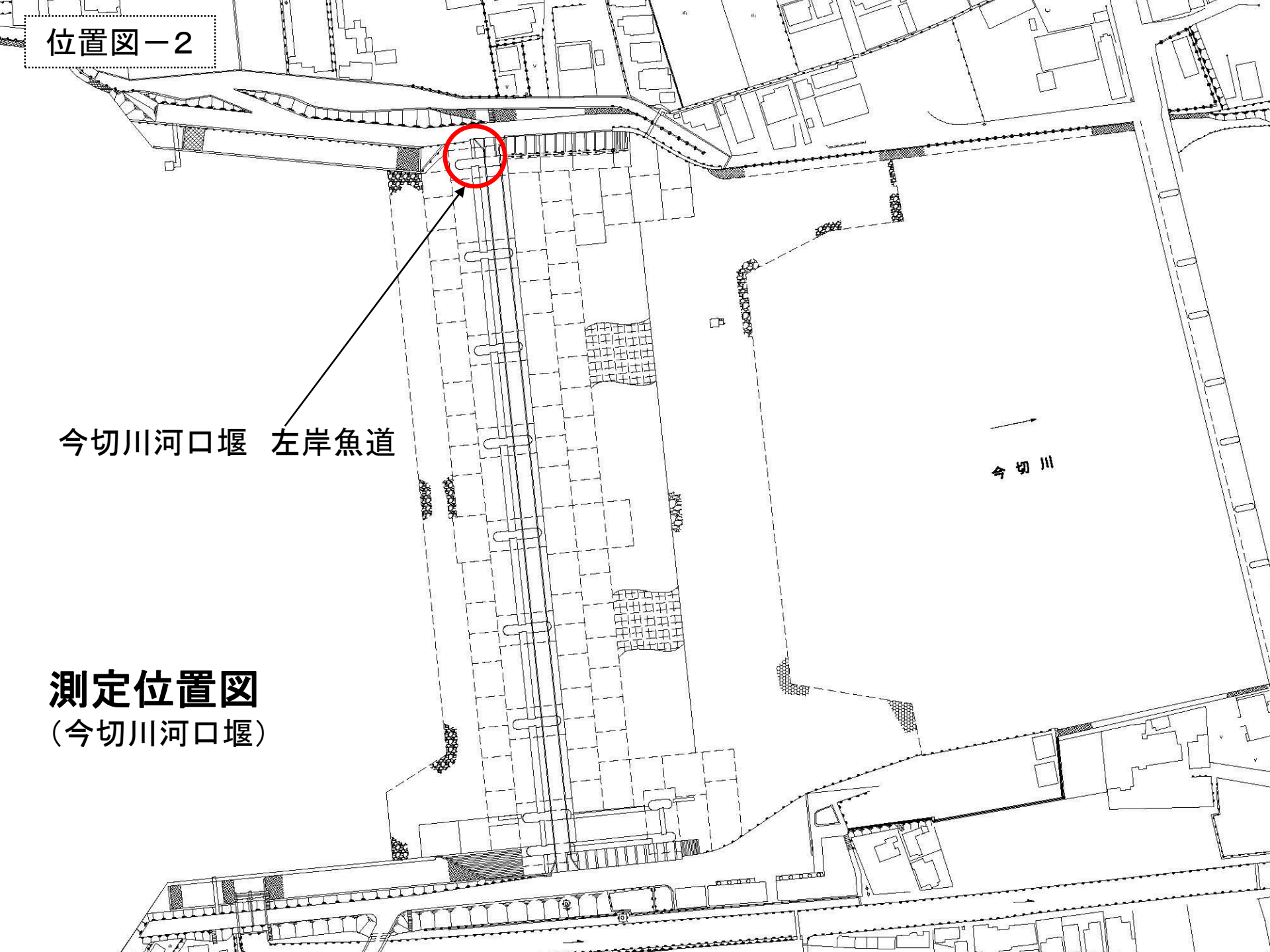
旧吉野川

測定位置図  
(旧吉野川河口堰)

位置図-2

今切川河口堰 左岸魚道

測定位置図  
(今切川河口堰)





参考資料  
観測場所（今切川河口堰左岸）



※旧吉野川河口堰左岸も同様



# 参考資料 魚道ゲート清掃（今切川河口堰左岸）



※旧吉野川河口堰左岸も同様



【参考様式】

件名 河口堰魚道アユ遡上測定業務(仮称)

1業務あたり

| 項 目  | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |  | 備 考 |
|------|----|--------|------|-------|------|-------|--|-----|
| 作業計画 | 人  |        |      |       |      |       |  |     |

1回あたり

| 項 目      | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 | 普通作業員 | 備 考     |
|----------|----|--------|------|-------|------|-------|-------|---------|
| 魚道ゲート清掃※ | 人  |        |      |       |      |       |       | 旧吉野川河口堰 |

※直接経費として計上します。

1回あたり

| 項 目                | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |  | 備 考     |
|--------------------|----|--------|------|-------|------|-------|--|---------|
| 計数観測・遡上撮影及び水温・濁度測定 | 人  |        |      |       |      |       |  | 旧吉野川河口堰 |

1回あたり

| 項 目     | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |  | 備 考     |
|---------|----|--------|------|-------|------|-------|--|---------|
| とりまとめ整理 | 人  |        |      |       |      |       |  | 旧吉野川河口堰 |

1回あたり

| 項 目      | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 | 普通作業員 | 備 考    |
|----------|----|--------|------|-------|------|-------|-------|--------|
| 魚道ゲート清掃※ | 人  |        |      |       |      |       |       | 今切川河口堰 |

※直接経費として計上します。

1回あたり

| 項 目                | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |  | 備 考    |
|--------------------|----|--------|------|-------|------|-------|--|--------|
| 計数観測・遡上撮影及び水温・濁度測定 | 人  |        |      |       |      |       |  | 今切川河口堰 |

1回あたり

| 項 目     | 単位 | 測量主任技師 | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 測量補助員 |  | 備 考    |
|---------|----|--------|------|-------|------|-------|--|--------|
| とりまとめ整理 | 人  |        |      |       |      |       |  | 今切川河口堰 |